

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく払戻しのご案内

株式会社ヤマザワ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年2月29日(木)にご利用を終了させていただいた、当社発行の「電子マネーNICOCA(にこか)」につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「電子マネーNICOCA(にこか)」残高をお持ちのお客様は、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

「電子マネーNICOCA(にこか)」券面は以下の1~4となります。

(表面1)

(表面2)

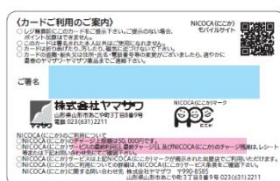
(表面3)

(表面4)



(裏面1~3)

(裏面4)



2. 払戻しの申出期間

令和6年3月1日(金)から令和6年6月30日(日)までの各日午前10時~午後6時

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

3. 申出及び払戻しの方法

スーパーヤマザワ・よねや各店サービスカウンターに、にこかカード又はひまわりカードを持参してください。払戻し申請書に記入いただき、記入内容を確認のうえ、その場で現金と交換いたします。申請書記入内容と登録内容に相違がある場合、運転免許証等で本人確認をさせていただく場合があります。(払戻しはドラッグヤマザワでは実施していません。)

※持参できない場合

お申し出される方の住所・氏名・連絡先・カード番号を下記お問い合わせ先へご連絡ください。返信用封筒と「払戻し申請書」を送付いたします。必要事項を記入後、返信用封筒に払戻し申請書を入れ返信してください。記入内容確認後、指定口座へ残高を振り込みます。(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担いたします。)なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外に使用いたしません。

4. お問い合わせ先 (土・日を除く午前9時30分~午後5時30分)

株式会社ヤマザワ お客様相談室(山形・宮城・秋田県の方) 電話番号0120-48-1111

代表電話(上記3県以外の方) 電話番号023-631-2211

〒990-8585 山形県山形市あこや町三丁目8番9号

<https://yamazawa.co.jp>